

## 納税環境整備に関する専門家会合（第7回）議事録

日 時：令和3年11月17日（水）10時45分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

### ○岡村座長

ただいまから第7回「納税環境整備に関する専門家会合」を開会します。

今回も皆様の御理解、御協力をいただき、オンライン会議とさせていただきます。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいております配席図を御確認ください。

会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでいただくか、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ、対応させていただきます。

今年度は第5回専門家会合において、全国青色申告会総連合及びフリーランス協会の御担当者にお越しいただいて意見交換を実施し、第6回専門家会合においては、国税庁及び財務省から税務執行上の課題、プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール等について説明をいただきました。

本日の第7回専門家会合においては、記帳水準の向上等に向けて、これまで御議論いただいた御意見を踏まえつつ、今後の総会報告に向けた議論を行っていきたいと思います。

それでは申し訳ございませんが、カメラの皆様は御退席をお願いします。

（報道関係者退室）

### ○岡村座長

それでは、議題に入りたいと思いますが、本日は中里会長もリモートから会合を傍聴されておりますので、最初に一言御挨拶いただきたいと思います。

中里会長、よろしく申し上げます。

### ○中里会長

皆さん、コロナ禍の中何度も御参加いただきありがとうございます。

次回総会で報告書を出すことになっておりますのでよろしくお願いします。

### ○岡村座長

中里会長、ありがとうございました。

それでは、総会に報告するための案について意見交換に移りたいと思います。

報告のための原案を用意いたしましたので資料実7-1を御覧ください。

資料の構成は、前半部分に今年度の専門家会合における議論・論点の紹介のため、第5回・第6回専門家会合で使用した資料を抜粋して載せています。後半部分28ページ目以降で、第5回・第6回専門家会合でいただいた意見を集約して掲載するとともに、記帳水準向上等の納税環境整備に関する今後の議論の方向性をまとめています。

この原案について、本会合で皆様から御意見をいただいた上で総会へ報告をします。それでは、まず、事務局から内容を御説明いただきます。

### ○松汐主税局税制第一課企画官

まず、これまでの議論の振り返りをさせていただきます。

最初に「個人事業者における記帳指導の実態と今後の課題」として、全国青色申告会総連合から御紹介いただいた議論について御紹介します。

4 ページ目ですが、実店舗や事務所などを持つ個人事業者について、「経済センサス」によると、平成21年から平成28年の7年間でマイナス約20パーセント、約46万者減少しています。こうした方々のうち70歳以上が42.8パーセントを占めており、高齢化がその背景にあると考えられます。

5 ページ目は申告人員です。実店舗を持つ個人事業者が減少していることと相反する形で、平成21年から平成28年の7年間で事業所得者は約4パーセントしか減少していません。特に、平成26年から平成28年に関しては逆に増加しています。その背景として、伝統的自営業の方の割合が減少し、雇用的自営業の方、いわゆるフリーランスやギグワーカーが増加しているのではないかといったお話がありました。

6 ページ目ですが、全国青色申告会総連合が記帳指導される中で感じている課題が掲げられています。

記帳実態を把握していないということで、特に白色申告者の記帳は、パソコン会計なのか手書き会計なのかという実態の把握ができていないという話がありました。

また、記帳指導機関に属していないフリーランス、ギグワーカー等について、青色申告会はそういった方々の受け皿として自認しているが、こういった事業者と接点を持つ機会が少ないという話もありました。

7 ページ目からは「フリーランスの記帳実態について」ということで、プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会から御説明いただいた内容になります。

8 ページ目ですが、フリーランスの人口は内閣官房の統一調査で462万人と推計されています。いわゆる独立系、雇用関係のない方、副業系など、就業時間外に業務委託契約を結んでいる方を背景に、このような規模に上っているのだろうということでした。しかし、これはコロナ前の数字ですので、コロナ後に登録数が倍増しているという現状も踏まえれば、現時点ではもっと増加しているだろうというお話がありました。

9 ページ目ですが、把握されている課題として、良くも悪くも独立・副業のハードルが下がったことで会計リテラシーの低下を招いており、4つの観点で課題が掲げられています。

事業者の自覚として、プライベートと事業の財布・口座が分かれていないという話や、バイト感覚でやっているので請求書や経費の精算をしていないという話があります。税理士との関係では、売上水準から考えると顧問契約はなかなか費用的ハードル

が高いという話や、税理士の先生がお話しになる会計用語が理解できないという話などがあります。クラウド会計サービスの留意点としては、どういう状態になれば正解なのか分からないという話や、仕訳ミス・重複ミスが残っていても気づけないという話、事業用クレジットカードの引落としが私用口座になっているので預金残高が合わないという話があります。また、学ぶ機会が年1回なのでなかなか身に付きづらいという話がありました。

10ページ目ですが、コロナ禍で顕在化した課題への対応策ということで、プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会では考えられた対応策を御紹介いただきました。

定期的に事業者の実態捕捉を行う仕組みが必要ということで、マイナンバーを活用した形で就労・所得実態を自動的に捕捉するための情報一元管理が理想ではないかという話や、クラウド会計ソフトの普及は帳簿をつけることに対する作業コストを減らして心理的ハードルを下げる効果があるというお話がありました。また、マッチングプラットフォームに対する協力要請として、例えば支払調書発行の義務化が考えられるといった話がありました。

11ページ目からは、第6回専門家会合が行われた際の記帳水準向上のまとめの議論になります。

12ページ目は日本商工会議所から第1回専門家会合で御説明いただいた議論をまとめたものです。

事業者にとって記帳は税務申告のためという意識があり帳簿の未整備が多かったため、コロナで資金繰り支援を受けようとしたところ、記帳の未整備により申請困難な方からの相談が多く寄せられました。経営状況を把握できる帳簿の重要性が浮き彫りになったという話です。

一方で、会計ソフトを導入していたことで金融機関に対して試算表や月次決算などをタイムリーに出すことができ、融資相談をスムーズに受けることができたり、クラウド会計アプリを使って空いている時間で会計業務を行うことができたり、有事の際の支援をしっかりと受けることができたりという話がありました。

13ページ目ですが、老舗豆腐屋のクラウド会計ソフト導入のビフォー・アフターが書いてあります。販売・経理等の事務処理に係る時間を年間約600時間削減することができ、空いた時間を新規顧客の開拓や新商品開発に使うことができたという話です。

14ページ目は青色申告率の推移です。法人は昭和60年ぐらいから約90パーセント、最近ではほぼ99パーセントになっており、個人事業者もここ30年以上5割から6割ぐらいの水準がほぼずっと続いている状況です。

15ページ目は適正な記帳を行うことの目的・意義をまとめたものです。

1点目は、事業者自身の経営上の意義という観点で、正確な記帳により自社の経営状況の把握とそれに基づく経営判断が可能になるという話です。

2点目は、取引先等との信頼関係上の意義という観点で、新たな取引関係の構築や金融機関との資金繰り相談などの場面で、自社の信頼度の確保・向上にプラスになるという話です。

3点目は、税務執行等の行政手続上の意義という観点で、申告や各種補助制度の受給申請を円滑に行うことが可能になること、複式簿記によって貸借科目を記帳することで誤りの防止が可能になること、事後検証可能性が確保されていることで、税務調査や会計監査に対する事業者側・当局側のコスト、時間が共に最小化されるということで、具体的には取引先への反面調査が必要ない場面が多くなるという話です。

16ページ目は、記帳の方法、記帳水準のステータスの状況と、それぞれの課題認識です。

記帳不備・無記帳（無申告）について、こういった方々は記帳、証憑の保存がないため、真実の所得把握が非常に困難です。記帳義務不履行に対する不利益がない中で記帳の動機に乏しいという課題があります。

次に、簡易簿記・現金主義ですが、貸借科目がないため誤りが発生しやすいですし、青色申告の恩典が一部あるため、一旦簡易な記帳に慣れると複式簿記での記帳に移行する動機に乏しいという課題があります。

次に、複式簿記による帳簿ですが、近年、会計ソフトの普及により低コストで手間をかけずに複式簿記で記帳を行うことが可能になってきていますが、特に零細事業者にはコスト負担に見合うメリットが認識されづらいという課題があります。

次に、優良な電子帳簿ですが、優良な電子帳簿は信頼性が高いため利用機会の拡大を図っていく必要がありますが、優良な電子帳簿への移行は、大企業であればシステム改修、中小企業であっても対応会計ソフトの導入コストが課題になります。こういった課題を克服していきながら記帳水準を向上させていく必要があると考えています。

17ページ目からは「記帳の状況などに関する税務執行上の課題について」として、国税庁から説明があったものです。

18ページ目は個人事業者の申告状況の推移ですが、平成22年を100とすると、申告件数自体は緩やかに減少していますが、青色申告の件数は平成22年から近年10パーセント以上増加しています。特に平成26年以降の伸びが大きく、要因として白色申告の記帳義務が課されたり会計ソフトが普及されたりして、青色申告に切り替えようと御判断された方が結構いるのではないかという話がありました。

19ページ目は個人事業者の申告状況を事業収入別に分析したものです。正規簿記、簡易簿記、白色申告が3対3対4の割合になっており、白色申告が一番多いです。白色申告のうち93.3パーセントが事業収入階級1,000万円未満のところに偏っている一方、1,000万円以上の方の約6割が正規簿記という話もありました。

次に20ページ目ですが、10年以上簡易簿記を続けている方が33パーセント以上います。簡易簿記でも部分的に青色申告の恩典があるため、ステップアップせずにとどま

っている者も少なくないと思われます。また、若年層において複式簿記が増えているなど、簡易簿記をされる方の高齢化が進んでいることもあり、複式簿記へのステップアップには会計ソフトの役割が大きくなっていくという話がありました。

21ページ目は国税庁が適正な記帳等が行われていない事例をまとめたものです。

1つ目は、調査の際、簿外経費として1,000枚以上の大量の領収書を後から提出された事例で、国税当局が1,000人日以上事務量を投下してその真偽を確認し、実態がないため更正処分を行ったという事例です。

2つ目は、同様に簿外経費の主張がありましたが、これを反証するには合理的な疑いを差し挟む余地のない精密な立証が必要であるということで、消費税法違反として立件することはできましたが、簿外経費が存在しないことの証明は困難なため、法人税法違反は断念したという事例です。

3つ目は、連年事業を行うも無記帳無申告の者に対する推計課税事案で、調査の問いかげに対して無反応で最終的には推計課税になりましたが、全く資料の提出がない状態でも同業者と同程度の必要経費が認容され、無申告と同等のペナルティのみで終わったという事例です。

4つ目は、売上げ10億円、利益1.3億円と、連年多額の利益があるにも関わらず無申告の事例で、遠隔地の口座を利用していたのですが、本人名義の口座のため重加算税の賦課が困難だった事例です。

5つ目は、暗号資産の売却による多額の利益があるにも関わらず無申告の事例で、納税者は会社経営の経験もあり申告義務を十分理解していたにも関わらず、記帳義務や書類保存義務がない所得のため重加算税の賦課が困難だった事例です。

22ページ目は国税庁が今年の6月に発表した税務行政の将来像です。税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを進めていくために、大きな柱が2つあります。「課税・徴収の効率化・高度化」と、「納税者の利便性の向上」という観点で、最終的にはあらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の構築という将来像を提示しています。

23ページ目は、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の一例として、確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動的に取り込むことにより、数回のクリックで申告が完了する社会を目指していきたいというものです。生命保険料は既に取組みが進められていますが、こうした状況をつくるためにはデータを交付する機関や企業の協力、システム改修が必要であり、自動で取り込むデータの範囲の拡充など一層のデータ化を進めていく必要があります。

24ページ目からは「プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルールについて」です。

25ページ目は、OECD等における議論の紹介ですが、2019年ぐらいからOECD租税委員会でプラットフォーム事業者の報告義務に関するモデルルールが議論されています。

対象事業として、民泊のような不動産賃貸、宅配のような個人サービス、「拡張モジュール」としてフリマサイトのような商品販売、カーシェアリングのような移動手段の賃貸が掲げられています。こういったものについて、各国が任意で採用できる報告制度の世界標準としてモデルルールが提示されています。こちらは任意ということもあり開始時期は未定の方で、OECDの議論とは別にEUで拡張モジュールと同様の範囲を対象として報告制度を2023年から導入し、EU内における情報交換を2024年から開始していこうとしています。EU居住者である利用者を有するプラットフォーム事業者であって、EU域内にPEを有しないものも報告義務の対象となる見込みです。

26ページ目はこうしたモデルルールの背景等です。シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーは、取引や支払いが電子的に行われているものが多いので、税務当局・納税者の双方において透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性があります。売主である利用者は他国のプラットフォームを使うことも起こり得るため、売主の所在地ごとに異なる方法でプラットフォームが報告を求められた場合、ビジネスを発展しようとする際のコスト増や潜在的な障害になり得るので、統一的な基準により情報収集して交換するというモデル報告ルールが議論されています。

27ページ目はモデルルールの具体的なイメージです。売主はプラットフォーム事業者を利用する際に、プラットフォーム事業者に対して売主情報を提供します。プラットフォーム事業者は定期的に売主とプラットフォーム事業者の居住地国の税務当局に対して売主情報を提供します。また、プラットフォームの居住地国であるA国の税務当局は、売主の居住地国であるB国の税務当局と情報を自動的に交換します。このOECDモデルルールは今年の6月にできたばかりのため、今後各国の対応を引き続き注視していきたいです。

以上が今までの報告・説明の主な振り返りです。

28ページ目からは専門家会合でいただいた皆様の主な御意見をまとめたものです。

29ページ目は「適正申告の確保、記帳水準の向上」という観点です。

記帳水準の低い方もたくさんいることを認識する必要があるという話や、コロナ関連の給付金や融資の申請において帳簿を用意できなかった企業が多くいらっしやり、帳簿の重要性を再認識するきっかけになったという話、コンプライアンスは個人事業主としてもしっかり守っていくのが当たり前という世界にしていく必要があるという話がありました。また、適正な記帳を進める理由は、法人や個人のいろいろなステージによって濃淡があるので、それぞれの事業体のステージごとに議論していく必要があること。悪質でない方も結構いらっしやるので、記帳にかかる時間も意識もないという裾野をどのように拾うかが課題という御指摘もいただきました。

30ページ目は引き続き「適正申告の確保、記帳水準の向上」の観点ですが、記帳指導機関に属していないフリーランス、ギグワーカーが非常に増えているが、そういった事業者も今般記帳することがすごく大事だということは分かっているが、どうすれ

ばいいか分からないという声が届いているという話でした。

また、クラウド会計ソフトを使いながらも、まずはしっかりと記帳してもらうことを目標とするべきだという話や、インボイス制度が間近に迫っている中で、消費税の申告業務に堪えられるシステムの構築が求められているという話もありました。

31ページ目は、帳簿不備・不提示の事例に関する御意見です。納税者が自らの課税所得について情報を開示しないというインセンティブが存在しているのではないかという話や、後出し的な簿外経費の主張事例に対して、税務調査の段階で納税者側から経費の真正性を裏付ける証拠の提出が必要だろうという話、事務処理負担は考慮しなくてはいけないが、インセンティブなり罰則なりをうまく使いながら、できる限り記帳水準の向上を早期に図っていく必要があるだろうという話がありました。その一方で、悪質な者に対するペナルティを高く科すことによって、悪質でない者にもそのペナルティが及ぶことがあっては本末転倒であるという御指摘もいただきました。

32ページ目では、できない人にできないことを要求して、できないから刑罰という訳にはいかないという御指摘もいただきました。

次に、電子帳簿の活用についてですが、申告段階だけでなく帳簿の段階においてもデジタル化、DXの恩典が全体に及ぶようにしていく必要があるという話です。納税者がクラウド上に帳簿や取引データをアップロードして、課税庁に共有するような仕組みも考えられるのではないかとといった話や、優良な電子帳簿の普及は消費税のインボイス制度の導入を契機にしながら進めていく必要があるということで、優良な電子帳簿の導入を支援する手段が取られないかという話もありました。

33ページ目は記帳や税務手続の電子化についてです。悪意のない方にとっては、電子取引から帳簿が一定程度デジタルで飛んできて作ってくれる方がいいのではないかという話や、マイナンバーの利用で簡便的にトレースすることを自ら望まれるのであれば、その方が手間がかからなくて合目的であるといった話もありました。

34ページ目はプラットフォーム事業者への国際的な議論の観点での御意見です。OECDモデルルール動き、EUの動きを注視していきながら、日本も遅滞なく国際的なプラットフォーム事業者による報告の仕組みにうまく準拠していく必要があるという話や、支払調書の提出や源泉徴収を行わせることができれば、売主が税務署に行かずに自動的に確定申告ができるようになるだろうという話、将来的には株式の譲渡所得等の特定口座のような納税が完結する仕組みもあり得るという話がありました。

デジタル化関係では、確定申告は最近スマホによる申告など大分簡素化されているので、強制よりも誘導という形で進めるのが望ましいのではないかと御指摘もいただきました。

以上、委員の先生方からいただいた御意見を踏まえて、6つの観点から「記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性」をまとめました。

36ページ目を御覧ください。

一つ目は「複式簿記の普及・一般化」です。こちらはまだ複式簿記が十分に浸透していない個人の方を強く念頭に置いているものですが、記帳水準の向上は経営状態の可視化による経営力の強化やバックオフィスの生産性向上、金融機関との資金繰り相談や取引関係の構築などにおける信頼の確保・向上の観点からも重要だということです。なお、昔は複式簿記で記帳してくださいとなると、経理担当を雇ったり手で仕訳を切ったりするような、なかなか手間がかかるという認識がありましたが、近年は会計ソフトなどのICT技術の活用によって、簿記の知識を有さない納税者でも大きな手間や費用をかけることなく複式簿記による記帳や帳簿等の電子化が可能になっています。こういった状況を踏まえて、複式簿記による記帳をさらに普及・一般化させる方向で、納税者側の対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた記帳水準向上について議論を進めていく必要があると考えます。

二つ目は「優良な電子帳簿の普及・一般化」です。トレーサビリティが確保された会計帳簿の保存は、会計監査や税務調査における事後検証可能性の観点に加え、内部統制や信頼性確保の観点でも重要です。こういった重要性に鑑み、既存のインセンティブ措置に加え、融資などにおける帳簿の活用範囲の拡大や、税務調査におけるさらなるデジタル技術の活用などを通じ、納税者の優良な電子帳簿の利用を促していくべきであると考えます。

あわせて、必要な機能を充足した会計ソフトの低価格化の見通しなど、納税者の優良な電子帳簿の保存に対応するためのコストや事務負担の低減可能性について、関係者・業界などと意見交換をしながら見極めを行いつつ、優良な電子帳簿の普及・一般化に向けた措置の検討を行っていく必要があると考えます。また、法人においては青色申告の割合がほぼ99パーセントということで、複式簿記は既に浸透しておりますので、優良な電子帳簿を導入することによる税務上のさらなる透明性確保と税制上の恩典適用のバランスも含めて議論を進めていく必要があると考えます。

37ページ目を御覧ください。

三つ目は「電子化を通じた簡便な税務手続の推進」です。納税者の利便性の向上及び適正な申告納税を確保する観点から、申告書等への記載が必要な情報をマイナポータル経由で取り込んで自動的に反映させていくため、関係法人や団体の協力を得ながら取り込み対象となる情報の範囲拡大を図るとともに、一層の提出のデジタル化を図ることによって、より簡便に確定申告・年末調整を完了できる仕組みの検討を行っていく必要があるというものです。

四つ目は「プラットフォーム事業者からの情報提供」です。インターネット上のプラットフォーム事業者を介したギグ・エコノミー、シェアリング・エコノミーの近年の伸長を踏まえて、記帳の余裕のない多数の零細事業者、サイドビジネス的事業者の申告の便宜を向上させる観点から、プラットフォーム事業者からの情報提供の在り方について、国際的な議論を踏まえつつ検討していく必要があると考えます。

五つ目は「帳簿不保存・記帳不備への対応」です。適正な記帳や帳簿保存が行われていない納税者は、真実の所得把握にかかる執行コストが非常に膨大でペナルティ適用上の立証も困難です。また、記帳義務の不履行に対する不利益がないため、そのような納税者に対して、記帳の動機づけとなるものが乏しい場合もあります。こういった状況については、記帳義務及び申告義務を適正に履行する納税者との公平性を十分鑑み、帳簿の不保存・不提示や記帳不備に対して適正化を促す措置の検討を図っていく必要があると考えます。

六つ目は「特に悪質な納税者への対応」です。課税の公平性を確保するために、税務調査時に簿外経費を主張する納税者、虚偽の書類を提出するような調査妨害的な対応をする納税者、調査の働きかけに全く応じない納税者、また、仮装隠蔽のような確定的な情報はないが到底当初より申告の意図を有していたとは思われない納税者などの特に悪質な納税者に対して、既存の牽制措置では必ずしも対応できていないと思いますので、有効な対応策の検討を行っていくべきではないかと考えます。

以上が今までの議論の振り返り、委員の先生方からの意見のまとめ、今後の議論の方向性という形で取りまとめさせていただいたものです。

#### ○岡村座長

それでは、意見交換に移りたいと思います。特にセグメントを切らずに全体として意見をいただければと思います。

御意見、御質問等がある場合には、会場にいらっしゃる方を含めて「挙手ボタン」を押してください。私から指名をさせていただきますので、指名をされた方は「ミュートボタン」を解除して御発言ください。よろしくお願いします。

それでは、田近特別委員、お願いします。

#### ○田近特別委員

私からは、今日の報告案をどうやってみんなに分かってもらうかという観点から話したいと思います。

報告案を見ると、今まで何をやったか、そして、最後に大切な点は36ページ目以降の方向性であると。ただ、全体として何を議論して何をアチーブしたいのかという大きな点を書き込むべきではないかと考えると、納税環境整備なのですが、納税環境のデジタル化をどうやって推進するかがその柱です。

それをどうやってやったかということですが、36・37ページ目を見ると、何かこれがフラットなのです。複式簿記を普及するにはどうしたらいいかというような、電子帳簿は普及・一般化、次にやや変わって電子納税などが出てきて、そもそもまず第1点は、この仕事は一体何のために行うのだ、何をアチーブしたいのだと。第2点は、僕だったらこれは中小企業の人々に対してアドレスしたいもの、それが複式簿記の普及云々、それから優良な電子帳簿だと思うのです。もう一つは、多様な働き方に対してどう対応するかと。そうすると、全体があり中小企業の人に対してアドレスする、

それから多様な働き方に対してアドレスする、そして、3番目に、実は多様な働き方と中小企業は離れた話ではなく、今フリーランサーの人たちも事業が大きくなってくれば青色申告するかもしれない。両者が非常に密接に結びついているのですと。

それから、記帳、不保存云々というのは取ってしまえばいいとは言いませんが、これは中小企業のほうだろうというところで、そもそも頭がないのはこの全体に対して何なのだろうと。だから、せっかくこれまでやった仕事をどのような形でこれをアドレスするのかがもっと議論したほうがいいと思います。

#### ○岡村座長

沼尾委員、お願いします。

#### ○沼尾委員

今後の議論の方向性ということで、最後の36・37ページ目に6点整理していますが、私が大変気になっているのは、なかなかデジタル化にもついていけない、あるいは帳簿にまだまだ抵抗感がある方々に対して、いざとなったときにきちんと相談できる対面型の窓口をどのようにそれぞれに合った形で整備できるかということかと思っています。もちろん全国青色申告会総連合、プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会からの報告をお聞きし、一定の対応は図られていますが、いざとなったときの相談のハードルがまだまだ高いところもあるのかと。こうしたリテラシーあるいは簿記に関する学びの機会をどのように用意できるのかが問われていると思っています。

その点について、今後デジタル化を進めて電子化が進んでいくと簡便な税務手続きができるから、それに乗っかってという書き方にもなっているのですが、本当にみんなもちろん利便性が得られて簡便になればいいという点もあると思うのですが、むしろこの複雑な税制についてそれぞれ理解をしながら丁寧に自分のペースで申告をしたい、あるいは帳簿をつくりたいという方もいらっしゃると思うので、その辺りの対応をどう考えるかということかと思っています。

他方で、政府のデジタル化に向けた改革が並行して進んでいく中で、本当にこの取組みをどのように整理していくのかという大変難しいところもあると思っています。今回、改めて紙保存の義務がなくなったことも大変心配しているところでして、正確な情報を担保する意味でも、今後どのように考えていったらいいのかといろいろ考えさせられましたが、ぜひそういった電子化以外のところでの対応を考えていただければと思いました。

もう一点、暗号資産に対する取扱いということで無申告の事例が報告されていましたが、ここはぜひ制度の整備を早急に進めていただきたいと改めて思いました。

#### ○岡村座長

石井特別委員、お願いします。

#### ○石井特別委員

今後の議論の方向性について特段異存はないですが、確認としてお聞きしたい点が2点ほどあります。

1点目は、悪質な個人事業主に対して、例えば16ページ目で、執行コストが多大だということもありますが、真実の所得を把握するには困難があると記されていて、21ページ目も立証ができないケースが多いのかと。これはレアケースが挙げられているのか、割と多いのかというところも気になる点ではありますが、制度上の不備というところで、意外と立証責任に苦慮されている面があるとするのであれば、その辺りに制度上の不備があるかもしれないと考えていまして、その辺りの認識が事務局のお考えと大きく離れていないかどうかお聞きできればと思います。

2点目は、暗号資産の議論の方向性の中で、昨今のデジタル化の状況を踏まえて、法定外の通貨になるような暗号資産のようなものが今後多様化していく可能性はないのかということも意識しておく必要があると思いました。特に暗号資産はトレーサビリティをいかに確保するかという観点が重要だと思いますので、プラットフォーム事業者に対して年間の所得が分かるような仕組みをお願いしているという御意見なども出ているようですが、こうした暗号資産のトレーサビリティの確保が36・37ページ目から読めるのかどうかよく分からないところもありますので、その観点も入れる必要があれば御検討いただければと思います。

#### ○岡村座長

事務局から、このような例が多いのかどうか回答をお願いしますか。

#### ○鈴木国税庁課税総括課課税企画官

悪質な個人事業主の話で、実際に調査の場面で記帳や帳簿の保存がない場面があります。そうした場合に、実際にその方の所得が幾らなのか、かかった経費が幾らなのか。帳簿がないと、どのような相手方との取引があったのか、その相手方に対して確認作業をするなど、一つ一つの所得や経費について一定の時間というコストをかけながら所得の把握をしていきます。そのような事例がたくさんあふれているのかと言われると、全てが全てそのような状況だとは思いませんが、調査で臨場したときに帳簿等がないという状況がそれなりの割合ございます。

また、調査を選定するタイミングで、そのような不備があるのではないかとということを選定して調査することもありますので、そのような場面はそれなりの回数あると認識しています。

#### ○岡村座長

犯則調査の件も出ていましたが、そちらも問題はあり得るということでしょうか。

#### ○鈴木国税庁課税総括課課税企画官

同様だと思っております。

#### ○岡村座長

分かりました。刑事事件は少し制度が違いますが、同様だと了解しました。

### ○松汐主税局税制第一課企画官

もう一点補足をさせていただきます。暗号資産の話がありましたが、おっしゃるとおり37ページ目で掲げているプラットフォーム事業者からの情報提供の話について、観念的には入ろうかと思いますが、国際的な議論の対象の中に暗号資産は含まれていません。

他方、国内で見ると、業界とも御相談をして利用者に対して売買の明細を提供していますので、国際的なプラットフォームの報告の議論の中における、利用者に対する情報提供はできていると思っています。

ただ、これを当局のほうに情報提供させていくかは、類似の仕組みと合わせた形で、今後議論していかなくてはならないだろうと考えています。

### ○石井特別委員

デジタル化の環境変化を踏まえて、暗号資産取引はもっと増えてくるかもしれないのですが、36・37ページ目のところに特段明示的に書く必要はないという理解でよろしいでしょうか。

### ○松汐主税局税制第一課企画官

我々としては、プラットフォーム事業者を使ったものとして観念的には入ってくると思っていますが、確かにギグ・エコノミー、シェアリング・エコノミーという観点ではないというところはあるかと思っています。そこは考えさせていただければと思います。

### ○岡村座長

神津特別委員、お願いします。

### ○神津特別委員

36・37ページ目の記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性で、複式簿記の普及・一般化、優良な電子帳簿の普及・一般化について述べたいと思います。いずれも会計水準の向上につながるもので、特に小規模事業者を中心として経営改善に資するものと考えられ、大いに賛同します。また、例示の中で、今回コロナ禍において給付金等を受けるために帳簿等の必要性が認識されたとあり、これはさらに進めていく必要があると思います。

次に、改正電子帳簿保存法についての意見を述べたいと思います。この法律は、我々税理士会としても、税務署長の事前承認などいろいろなことが省略・簡素化されたことを大いに歓迎するものですが、今年3月に公布、令和4年1月1日に施行されるもので、その期間が1年ほどにしか満たず十分な準備が整っていないものと推察されます。我々税理士会も、全国で改正電子帳簿保存法の対応について研修等を行うなど、真摯に取り組んでいます。これまでは電子取引で受け取った請求書などについて、出力した書面を保存することが認められていましたが、改正電子帳簿保存法においては一切認められなくなりますが、実務上は電子メールに添付された書類データを出力し

て書面で保存していることが多いことから、一定期間の経過措置や宥恕規定を設けることを御検討いただきたいと思います。

この件については、Q&A、FAQ等の範囲でなく、法令等でもう少ししっかりやらないといけないと思います。法律の文面から解釈すると書類で保存しても証拠能力等は電帳法の適用がないのだと、会員の中には大いに疑問を持ってこれは大変だと思っている人が多いので、ぜひ御検討願いたいと思います。

続いて、37ページ目に移らせていただきます。帳簿不保存・記帳不備への対応として、帳簿の不存在・不提示や記帳不備に対しては適正化を促す措置の検討を行うとの記載がありますが、全く記帳しない納税者と記帳に単純な不備がある納税者では事情が違うと思います。先ほど調査の現場のお話もされていましたが、調査の現場で混乱のないよう、単純なミス等で会計処理をしてしまった者と、悪意がある者が同じような取扱いを受けることのないよう、区分して御検討いただきたいと思います。特に悪質な納税者に対する対応は公平性の観点から大いに賛同するものですが、悪質か否かという線引きに関しては、現場の隅々までの御配慮を頂戴したいと思います。今回の税調の専門家会合で検討課題に出されていることについては、方向性について大いに賛成するものですが、若干の危惧を申し上げました。

#### ○岡村座長

土居委員、お願いします。

#### ○土居委員

今後の議論の方向性は、基本的にこれでいいと思います。その上で、何点か意見を申し上げさせていただきます。

まず、簿記の知識、記帳に関しては、デジタルであろうがなかろうが、そもそも事業を営む上でそのような知識を当然として必要とするという認識をまず持っていただかなければいけないと思います。もちろん御自身がビジネスを営む上で簿記の知識がないのであれば、専門家を雇えばいいわけであって、訴訟や法務という話になるとそんなに日常ではないということもあってか弁護士を雇わなければいけないということほどなたも思いつくわけですが、納税は確かに専門家にお願いしなくても自らが申告することができるということもあってなのか、専門家を活用していないことが多いのではないかと思います。沼尾委員もおっしゃっていましたが、納税義務者が税務の知識に触れる機会を増やすこと、ないし簿記や記帳についての知識や能力向上を図る機会を税務に絡めながら展開していくことで、適正申告をより促していくことは可能になるのではないかと思います。これはデジタルであろうがなかろうが進める必要があり、デジタルであるということとさらに積極的に進められるだろうと思います。

その際、青色申告制度は見直しも含めということが36ページ目に書かれていて、見直しという抽象的な言葉ではあるのですが、私のイメージで言えば水準の向上やバージョンアップというような言葉になるのではないかと思いますし、長年その仕組みが

根本的には変わっていなかった。ただ、2020年からは、いわゆる電子納税は10万円の控除が追加されるということぐらいはありましたが、より記帳水準の高いものを残しつつ、簡素で若干アバウトな記帳は税制上の恩典を適用除外するようなことも今後考える必要があるのではないかと思います。

最後に1点、36・37ページ目の今後の議論の方向性について、36ページ目の文末は「議論を進めていく」と書いてあり、37ページ目の文末は「検討を行う」ということで、なぜか見事に文末がそろっていますが、この濃淡といいたししょうか、私が申し上げたいのは工程表ということです。つまり、今後議論を進めていく際に当然この方向性で私はいいと思っているのですが、次元を切らずにいつまでも議論をしてもいけませんので、できるだけ早期に結論を得ることを意識していただきたいと思います。

もちろんタイムスケジュールをきちんと書くことはなかなか困難ではあるのかと思いますが、少なくとも早く結論が得られるものは時期を逸さずに結論を得て、実施に踏み切っていただくことが大事だと思います。

#### ○岡村座長

梶川特別委員、お願いします。

#### ○梶川特別委員

前回までの議論のまとめは私が認識するとおりです。36・37ページ目の方向性についても、全体としてはこのようなお話なのかなと思っています。

ただその中で、そもそもこのテーマの重要性、目的論としては、37ページ目の電子化を通じた簡便かつ適正な税務手続の推進、税務行政のDXが、この表の中では少し上のほうに来てもいいのかなという感覚がすごく強くあります。

その上で、対象者として、ギグ・エコノミーやシェアリング・エコノミー等の多様な収入形態をとられる働き方が増えている零細な部分と、もう少し通常の業務をやっている中小の法人、そして中堅の法人のような、それぞれのレベル感についてのお話がある気はしています。そのような意味では、複式簿記の普及・一般化も、土居委員がおっしゃったように、ビジネスを営まれる上では間違いなく必要なことですが、簡便性の話は多少御無理かもしれないのですが、37ページ目のいろいろな情報がデジタル化の中で御本人たちから入手できて、本人が自らお願いできれば帳簿・記帳ないしは情報・レコードが取れるということがメインな施策をお考えいただく方向性があってもいいと思います。

そのような意味では、非常に単純ですが、現物の管理について整理をしていただくことが本当は一番分かりやすいですが実は一番やられていないので、その後の帳簿整理につながるという意味では、事業の口座は事業収入の口座として管理というようなことをしていただくとその後のいろいろなレコードが簡単になるのです。その事業の口座を自分で御申請いただいて、マイナンバーと紐づけて金融機関から一定の信頼性の担保が行われるようになれば、黙っていても収入面ではトレースできますし、

本人もそれで収入内訳表という確定申告のときに作るものを作ってもらえるようになるので、支出面では少し難しさがあり経費性のようなものがあるのですが、お金の流れは普通の経済人であればどなたでも一番つかみやすく、収入と支出で残ったものは所得になると。ただその中で特定の支出が別であればそれだけは除こうなど、次のステージなのかもしれませんが、個人情報問題を自らがオーケーすれば、事業の口座を第一に分けてくださいというメッセージは重ねてしていただいていたいいテーマの議論なのかなと。それを現代化した形のDX化という話とレコードをつなげていただくことは、非常に分かりやすいお話にならないかなという気がします。そのような現物管理の大前提のようなものがあると、帳簿の不存在や悪質という問題が、主観的に悪質を説明するのではなく、そういった最低限の管理をしていっていただけない場合には、そもそも何かがあったときのペナルティ化だとか、悪質という行為を行為規範として分かりやすくするような流れもあっていいのではないかという気はします。

その次の段階で、帳簿に記帳漏れがあったとかなんとかというステージがある気がしまして、少なくとも事業の収入はこれに入れてくれということぐらいは全く何の問題もない話という気がしますし、事業用のカードを別の口座から落とすと経費性は駄目ですという一種のメッセージが出て、常識的にそんなに批判されるような話ではないと思うのです。預金の紐づけの問題はほかの要素ですごく強いと思うのですが、複式簿記は難しい以前にそれはすごく分かりやすい気がしたので申し上げました。

#### ○岡村座長

淵先生、お願いします。

#### ○淵教授

私は、最初に梶川特別委員が今回の36・37ページ目にまとめられている議論の方向性の全体の筋が見えにくいのではないかという御指摘をされたことについて考えたのですが、今回の議論の方向性は、大きく言えば申告納税制度が日本にあって、それが電子化という社会の変化に伴ってどう変わっていくかという枠組みで捉えられるのではないかと考えています。申告納税制度は、納税者自らが自分の税額を計算するという仕組みと、それを税務官庁が二次的にチェックするという仕組みで成り立っていると思うのです。前者の納税者が自ら計算するということについて、今回の多くの議論が関係している。要するに、利便性を向上したり、もう少し正確な複式簿記を使ったり、電子帳簿を使ったりするほうに誘導していくことで、こっちのほうが便利だから早く気づいてくださいという話なのだと思います。

他方で、税務官庁が二次的にチェックすることについては、シャープ勧告のときはかなりはっきり言われています。納税者に現金の流れも含めてだと思えるのですが、ビジネスに関する情報をできるだけオープンにするようなインセンティブをつくる。要するに、そのようなオープンにしている、調査がある意味しやすい、納税者が不利にならないような仕組みをつくらうということ、シャープ勧告でいろいろと勧告がさ

れているわけです。

ただ、実際に日本の現行制度では、情報を出さない、何も見せない、記録をつけないような納税者が、一定程度有利になる仕組みができてしまっている面があると思います。一つはアメリカと違って立証責任の問題が国側にあることだと思うのですが、それ以外にも幾つか理由があると思います。そのインセンティブ構造を変えることについての検討ということで、37ページ目に書いてあることは正当化できるのではないかと考える次第です。

全体として今後の議論の方向性としてまとめておられることには賛成です。

#### ○岡村座長

宮永特別委員、お願いします。

#### ○宮永特別委員

全体を通して、記帳水準の向上が事業者のステージごとの実態をつかんだ形で議論していく方向性が示されておられて賛同します。

皆様の御意見に重なるところもありますが、2点述べさせていただきます。

まず、電子帳簿保存制度について、昨年度、従来の厳格な規定が悪意のない大半の納税者にとって税務の電子化を進める上で負担にならないよう、思い切った見直しがなされたと理解しています。この流れとバランスを取るために、意図的な過少申告等不正への措置は一体で検討されるべきですが、善意の納税者に過度な萎縮効果を与えない措置という視点が重要なのではないかと思います。

その点で、37ページ目に帳簿の不存在・不提示や記帳不備に対して適正化を促す措置を検討、簿外経費を主張する等の悪質な納税者への有効な対応策の検討とありますが、ペナルティを講ずるとしても、悪質な者にターゲットを絞った運用をベースに、これから進むと思われるデジタル技術の改良等を織り込んで進化させていくことが好ましいのではないかと考えます。

2点目ですが、プラットフォーム事業者による報告について、34ページ目に「過重な確認、情報の正確性の確認義務などは当初は考えないべき」と掲載されているとおり、今後の検討にあたっては、プラットフォーム事業者側にある売主情報内容やそのオペレーション等の現状を把握する必要があります。しかしながら、オンライン上の売主は無数に存在しますし、源泉徴収及び支払調書の提出を求めるとすれば、プラットフォーム事業者の方々にシステム開発や人的要素の確保を含めた対応上の負担も生ずると思います。少し裕度を持った形で実施可能性を十分に確保できるように進めることが肝要ではないかと考えております。

#### ○岡村座長

田中特別委員、お願いします。

#### ○田中特別委員

全般によく整理していただいたと思うのですが、私も田近特別委員と同じように、

幾つかのフェーズに分けて説明したほうが有効ではないかと思っています。全般的に電子化は当然のことですが、そこに至るまでにどのような層があり、その層にどのようなことを働きかけたらいいかもう一度よく見る必要があると思います。

19ページ目に個人事業者の申告状況と事業収入別の表があり、正規簿記、簡易簿記、白色申告が、事業収入の階層別に分かれて出ています。これらの各層にどのような働きかけをしたらいいかということを考えていく必要があると思うのです。

法人はほとんどが青色申告になっているということですが、単純に法人になればいいのかという問題もあります。また、事業収入の階層別に見て、簡易簿記の人たちが正規簿記になかなか移らないというのは20ページ目の表に出ていると思います。このことを解決するにはどうしたらいいのか考えていく必要があると思います。それから、白色申告の事業者についても、いきなり電子化をしろ、複式簿記をしろ、ということが有効かどうか。まず簡易簿記をして、その次にどうしたらいいのか、この辺りも考える余地があると思います。消費税の免税事業者に対してインボイス制度で電子化をしろという声をかけることが必ずしも有効な政策であるかどうかということもあります。それから、免税事業者も何のためにそのような制度を設けたのかということも含めて、検証する必要があると思いました。我々も現実的にこのような対象者と向き合っているわけなので、どうしていったらいいのか、うまく効果があるような施策をやれたらいいなと思う次第です。

もう一つは、各層に対して、税金を払うということが必要なことなのだという会計リテラシーをしっかりと身につける教育が必要なのだろうと思います。簿記や税務についての教育と同時に、税制や財政といったこともしっかりと教育する必要があると思います。特に、今回のコロナ禍で国から支援を受けたり、自治体から支援を受けた財源は税金ですから、保険という意味でも税金をちゃんと納める。それが正当に返ってくるということが説明材料になればいいなと思います。

税制が非常に複雑になっているので、なるべく税金を納めないようにすることが税金についての勉強だと思っている方が多いように思うのですが、税制を簡素化して税金を納める意味をしっかりと教育していくことも基本として大事だと思います。

#### ○岡村座長

佐藤先生、お願いします。

#### ○佐藤教授

私も36・37ページ目の内容については特に異論はありません。その上で、4点申し上げます。

第1点は、土居委員が工程表のことをおっしゃいましたが、それは無理だとしても、この6個の課題を見比べて、急ぐものと急がないもの、それぞれのタイムスパンがかなり長いものと比較的短いものというように色分けができると思いますが、それについて意識された書き分けがなされていない点を懸念します。したがって、私が申し上

げたい第1点は、急ぐこと、急がないことというような時間に配慮した資料にしていただければより良いということです。

第2点は、澁先生がおっしゃっておられた記帳インセンティブですが、現在の日本において、特に個人事業者が記帳についてのインセンティブをあまり持てないということは事実だと思います。これに関して、37ページ目では「記帳義務不履行に対する不利益がない中で」とあり、結論として「適正化を促す措置」と書いておられ、やはりある種のペナルティを志向しているように思います。しかし、実調率が極めて低い中でペナルティに頼るというのは、アナウンスメント効果を除けば、必ずしも期待できる効果ではないと思いますので、この場でも何度か申しましたが、記帳にインセンティブを与えることは実体法で対応する必要があると強く考えております。

第3点は、電子帳簿保存法の改正のときにも問題提起しましたが、現在の加算税という形で対応する租税制裁では対応できない、ないしは対応するのが適切でないパターンの非違行為が今後生じるものと思います。帳簿不保存・記帳不備への対応の長期的な観点として、新しいタイプの租税制裁の検討に取り組むことも内容として考えられてよいと思います。

第4点、最後の「特に悪質な」というところの悪質性の線引きの難しさです。悪いやつを追い詰めるのだから、割合ざっくりと要件をかけた上で事務運営指針などで詰めていくというお考えもあろうかと思いますが、ここはきちんと要件を書き込んで、それがうまくいかないときに改めて広げていくという対応をするべき領域であると認識しています。

#### ○岡村座長

石井特別委員、お願いします。

#### ○石井特別委員

22・23ページ目で御説明いただいた電子化のところ、国税は国税で電子化のデジタル・トランスフォーメーションを進めていただくということですが、地方税についても電子化の推進に関する検討会の取りまとめが出ており、e-Taxとのユーザーインターフェースの討議や、マイナポータルとの連携といったことがうたわれているところもありますので、国税だけではなく地方税との連携も必要な場面が出てくると思いますが、その辺りについて御検討の対象に含まれていますでしょうか。

#### ○岡村座長

谷総務省自治税務局企画官、お願いします。

#### ○谷総務省自治税務局企画官

石井先生からお話のありました地方税の電子化は、御指摘のとおりeLTAXの対象税目の拡大等に順次取り組んでおりますので、引き続きしっかりやっていきたいと思っています。地方税も着実に取り組んでおりますのでよろしくお願いします。

#### ○岡村座長

神津特別委員、お願いします。

#### ○神津特別委員

複式簿記の普及・一般化と、この度の消費税のインボイス制度への対応の関連について、お話ししたいと思います。

現在、消費税の免税事業者が、この度いろいろな取引の関係から課税事業者を選択するという事案が少なくないと思います。簡易簿記では消費税の申告には的確に対応し得ない事案が多くあり、そのためにも複式簿記が必要であるということを申し上げたいと思います。

#### ○岡村座長

皆様、どうもありがとうございました。本日いただいた御意見を踏まえ、私のほうで最終調整をさせていただいて、原案につき、今後の総会へ報告させていただきます。

報告内容は私に御一任をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

(「異議なし」と声あり)

#### ○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、私から総会へ報告させていただきます。

経済活動の多様化により、新たな就労形態がますます広がっていく中で、コロナ禍によって伝統的な個人事業者のみならず、こうした新たな形態の事業者にとっても、日々、記帳していくことの意義がより明らかになったのではないかと思います。

また、デジタル化の進展を納税者の利便向上につなげていく必要がある中で、記帳がないことによる税務執行上の課題は依然として存在していること、それが納税者間の不公平につながる可能性があるということもあると思います。このように納税環境整備の重要性が高まっている中で、本専門家会合において皆様から活発に御意見をいただき、非常に有益な議論ができたと思います。

今年度は、6月及び8月、そして本日と、計3回の専門家会合を開催いたしました。御参加いただきました委員の皆様、それから学識経験者の皆様に、この場を借りて感謝を申し上げます。また、御多忙のところ、この会合で御議論、御尽力いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日の会合は以上です。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

[閉会]